

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	21	府省庁名 農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長（畜産業）	
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 公害防止用の施設又は設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置</p> <p>・特例措置の内容 水質汚濁防止法に規定する特定施設を有する畜産事業場が、期間内に新設する汚水又は廃液の処理施設（1／3を参酌して1／6以上1／2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）について、適用期限を2年間延長する。</p>	
関係条文	地方税法附則第15条第2項	
減収見込額	<p>[初年度] — (▲263) [平年度] — (▲1077) (単位：百万円)</p> <p>[改正増減収額]</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 家畜排せつ物法の管理基準を遵守するために、応急的な措置として簡易施設で対応した畜産農家等に対して、①より持続的で環境保全効果が高く、また、②水質汚濁防止法に係る排水基準の強化に対応するために必要な汚水処理施設の導入を政策的に誘導することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 汚水処理施設整備の推進は、畜産業の健全な発展への寄与とともに、国民の健康の維持や生活環境等の保全にとって欠かせない公益性の高い施策である。 家畜排せつ物法に基づく管理基準の遵守や、水質汚濁防止法に係る排水基準の強化に対応するためには汚水処理施設の整備を引き続き推進する必要がある。 特に、水質汚濁防止法において、畜産農業については、「硝酸性窒素等」及び「内湾に河川等を通じて排水が流入する地域の窒素・りん（以後「窒素・りん）」について、直ちに一般排水基準に対応することが困難であるとして、より基準の緩やかな暫定排水基準が設定されているが、特に「硝酸性窒素等」については、来年度に、暫定排水基準値が引き下げられる（基準が厳しくなる）見込みである。 汚水処理施設の整備は非収益投資である上、飼料価格の高騰等畜産経営は引き続き厳しい状況にあることから、課税標準の特例措置を引き続き講じることにより、事業者に対して施設整備を促すためのインセンティブを付与する。</p>	
本要望に対応する縮減案	なし	
	ページ	21—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	水質汚濁防止法において、畜産農業については、直ちに一般排水基準に対応することが困難であるとして、「硝酸性窒素等」及び「窒素・りん」について、暫定排水基準が設定されているが、特に「硝酸性窒素等」については、来年度強化されることが見込まれ、さらには一般排水基準の早期達成が求められている状況であることから、汚水処理施設整備の誘導が必要な状況である。
	政策の達成目標	水質汚濁防止法に係る排水基準を遵守する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	2年延長を要望
	同上の期間中の達成目標	汚水処理施設等の整備を促進し、排水基準を遵守する。
	政策目標の達成状況	順次規制強化される排水基準へ十分には対応できていない。
有効性	要望の措置の適用見込み	平成 28 年度（見込）：適用件数 3,338 件、取得価格 28,184 百万円、減収額 263 百万円 平成 29 年度（見込）：適用件数 3,338 件、取得価格 28,184 百万円、減収額 263 百万円
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	ふん尿処理施設を簡易施設で行っている農家等において、より持続的で環境保全効果の高い、また排水基準の強化に対して適切に対応が可能な汚水処理施設整備が促進される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	強い農業づくり交付金 231 億円の内数 共同利用（5 戸以上）の場合に限り、畜産に起因する排水や悪臭による周辺環境への影響を軽減するために必要な浄化処理施設や脱臭施設等の整備する際に一部を助成。 畜産競争力強化体制整備事業 75 億円 畜産クラスター計画に定められた中心的な経営体の収益性の向上や畜産環境問題への対応に必要な施設整備をする際に一部を助成。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	補助事業の活用によりイニシャルコストの一部が低減される一方、本課税標準の特例措置はランニングコスト低減に寄与するものであり、両者を併用することにより、さらなる汚水処理施設整備の促進が図られる。
	要望の措置の妥当性	本特例措置は昭和 40 年代に創設されたものであるが、初期の規制対象が主として貴金属や化学合成物質等いわゆる公害原因物質であったのに対し、畜産排水に対する実質的な規制は、比較的近年から開始され、その後も段階的に強化されている。 新たな汚水処理施設の整備は近年の社会的要請に基づいた環境規制の強化という外的要因に応じるものであり、本特例措置の妥当性は高い。
	ページ	21—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>【過去5年間の実績】 平成23年度：適用件数7,794件、取得価額83,500百万円、減収額779百万円 平成24年度：適用件数5,266件、取得価額38,738百万円、減収額356百万円 平成25年度：適用件数7,363件、取得価額46,266百万円、減収額382百万円 平成26年度：適用件数6,308件、取得価格47,724百万円、減収額445百万円 平成27年度（見込）：適用件数3,338件、取得価額28,184百万円、減収額263百万円</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置（地方税法附則第15条第2項）516,557,397千円（平成25年度）</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本措置の適用により事業者の負担が軽減されることから、施設の整備が進み、環境負荷物質の排出が削減される。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>「汚水処理施設等の取得を促進し、現行の暫定排水基準を遵守する。」</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>畜産農家等の汚水処理用設備の整備という点については、本特例措置をはじめとした政策手段の活用により整備が促進され、野積み・素掘は概ね解消されたものの、混住化の進展や平成28年度に見込まれる水質汚濁防止法に係る「硝酸性窒素等」の暫定排水基準の強化に伴い、汚水処理施設の整備が引き続き必要となっている。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和44年創設。以降、適宜延長。 ・平成18年度税制改正にて、平成18年4月1日から平成19年度末まで延長（2年） ・平成20年度税制改正にて、平成20年4月1日から平成21年度末まで延長（2年） ・平成22年度税制改正にて、平成22年4月1日から平成23年度末まで延長（2年） ・平成24年度税制改正にて、平成24年4月1日から平成25年度末まで延長（2年） ・平成26年度税制改正にて、平成26年4月1日から平成27年度末まで延長（2年）
<p>ページ</p>	<p>21—3</p>